

3年以内にスタート！新たな選択肢“デジタル遺言”とは？

●遺言書がスマホで作れる時代に！

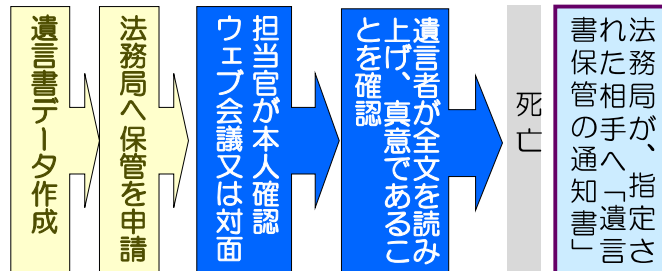
遺言書といえば「紙に手書きし、印鑑を押して」作るものでしたが、遺言書にもデジタル化の波が！今年成立した改正民法で、“保管証書遺言（デジタル遺言）”という制度が登場しました。

2029年までには遺言書をスマホやパソコンで作れる時代がやってきます。

法務局へ行かずにすべての手続きを行うことが可能となり、法務局が遠い、体力的に外出が困難などの理由で遺言書作成を諦めていた方にとっては、朗報といえましょう。



デジタル遺言利用の流れ



●遺言書の存在を知らせる“通知制度”

自筆で遺言書を作成しても、遺族に内容が伝わらなければ意味がありません。従来制度では、相続人が遺言書に気づかないリスクがあり、問題でした。

デジタル遺言では、法務局から相続人等へ「遺言書を保管している旨」が通知される『通知制度』が設けられる予定です。

遺言書を作成していれば、作成の事実を家族に伝えておくことがお勧めで、遺言執行者を指定している場合は、相手に死亡の事実が伝わるように手配しておきたいものです。



●手書きより大変！？“全文読み上げ”

デジタル遺言と聞くと、PC画面上で入力して送信ボタンを押せば完了するような手軽さを想像しがちですが、実は「口述」というステップが入ります。具体的には、法務局の職員に対し、対面（またはオンライン会議）で、**遺言の全文を本人が自ら読み上げることが必要**になります。



なりすましや第三者による強要を防ぎ、本人の真意を確かめるためとはいえ、手書き以上に負担になるのではとの声も…。なお障害や病気で話すのが難しい場合は、通訳や筆談も認められるようです。

●押印不要でも、“署名”は必須！

実務的に影響が大きいのが、“押印廃止の改正”。デジタル遺言だけでなく、従来の自筆証書遺言についても、押印廃止の方向で見直されます。

ただし、本人の署名は必須条件。手書きか電子署名かの違いはあっても、署名こそが本人の真意の根拠ということに。



●公正証書遺言はすでにデジタル対応済み

公正証書遺言の作成手続きは、実は昨年10月から先行してデジタル化しています。

遺言者本人も証人も、公証役場に出向くことなく、オンライン会議に参加する形で、●公証人の本人確認を受け、●公証人が読み上げる遺言書の内容を確認し、●PDF化された遺言書に関係者全員が電子署名をして、遺言書が完成します。

ただし、オンライン会議に参加できるパソコン（スマホ、タブレットは不可）、電子署名のための機器（署名できる機器や電子ペン）などのインフラや操作スキルは必要。誰でも気軽に利用できる仕組みではなさそうです。



比較項目	デジタル遺言 (保管証書遺言)	公正証書遺言	自筆証書遺言
作成方法	自分でPC・スマホで作成 (データまたは書面)	公証人が作成	原則すべて手書き (財産目録のみPC作成可)
署名・押印	署名または電子署名 (押印不要)	電子データなら電子サインで完結 (押印不要)／紙なら署名押印	署名のみ(押印は廃止予定)
特別な手続	法務局の職員の前又はオンラインで 全文読み上げ	公証人による陳述の聴取・意思確認など	なし
保管場所	法務局	公証役場(原則、電子データ保存)	自宅(法務局保管制度もあり)
裁判所の検認	不要	不要	必要(保管制度なら不要)
費用	未定(3,900円程度の見込み)	数万円～(財産額によって変動)	無料(保管制度は3,900円)